

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の契約書記載の履行場所において使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約期間の履行後又は解除後も同様とする。

4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(単位及び端数処理)

第2条 契約電力及び最大需要電力の単位並びに端数処理については、仕様書の定めるところによる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第6条 受注者が当該区域を管轄する一般電気事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。また、仕様書又は契約書に明示されていない事項でも、電力の供給上当然必要となるものについても、受注者の負担で履行する。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力（常時電力）は、次に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき。

2 契約電力に、予備電力がある場合は、前項の契約電力（常時電力）と同じ値とする。

3 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力（常時電力）を発注者と受注者の協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力（常時電力）は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は原則として毎月1日0時とし、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

2 受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定については、仕様書の定めるところによる。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は第8条第2項に定めた検査終了後、第9条によって算出した金額を、1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、受注者に対し、遅延利息として、遅延日数に応じ、当該未払金額から、消費税額及び地方消費税額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が発注者に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）

を乗じて得た金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を受注者に支払うものとする。

（契約内容の変更等）

第１２条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

２ 前項の規定により契約の内容を変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第１３条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額（契約金額が単価であり、予定数量が発注者から受注者に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税相当額を含めた額を契約金額とみなす。以下同じ。）、その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価について、みなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更の場合には、規定する単価の増減率を超えないこととする。

（長期継続契約の特例）

第１４条 この契約が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約である場合は、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があったときは、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

（発注者の催告による解除権）

第１５条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- （２）指定期日内に業務を履行しないとき、又は指定期日後相当の期間内に業務を履行する見込みがないと発注者が認めるとき。
- （３）受注者又はその代理人もしくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （４）受注者又はその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- （５）前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１５条の２ 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （１）第３条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- （２）業務を履行することができないことが明らかであるとき。
- （３）業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （５）契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- （６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （７）第１８条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- （８）受注者が、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。
- （９）公正取引委員会の受注者に対する、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第７条もしくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）もしくは同法第７条の２（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令もしくは納付命令において、同法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- （１０）この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１６条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- （１）前２条の規定によりこの契約が解除された場合
- （２）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場

合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を同項の違約金に充当することができる。

4 前2条の規定により契約を解除した場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が納入期限後に行われたときは、発注者は、納入期限の翌日から解除の日（受注者の申出に基づく場合は、その書面が発注者に到達した日）までの日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第11条第2項の規定を準用する。

（協議解除）

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により、発注者が契約内容を変更する場合において、契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - (2) 第12条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させた場合において、その中止期間が引続き3月を超えたとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除等に伴う措置）

第19条 契約が解除され、又は受注者がその債務の履行を拒否し、もしくは受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意もしくは過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出するものとする。以下同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできないものとし、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第15条、第15条の2又は第16条第1項もしくは第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第17条又は前条の規定により契約が解除されたときは発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（賠償の予定）

第21条 受注者は、この契約に関して、第15条の2第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第10号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第22条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて

行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第 23 条 この契約書の各条項もしくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書もしくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 24 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(契約の効力)

第 25 条 この契約を電子契約にて締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載の年月日より効力を有する。

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 小金井市をいう。
- (2) 受注者 小金井市との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 法人の役員もしくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員（受注者が暴力団員等であった場合等の発注者の解除権）

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員もしくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 法人の役員もしくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 法人の役員もしくは使用人が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人の役員もしくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員もしくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) この契約に関して受注者の下請業者又は工事関係業者がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、入札参加停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。